

第5回 新中間処理施設整備検討有識者会議 （開催概要）

1 開催日時 平成31年4月25日（木）14時00分～15時30分

2 開催場所 くりりんセンター2階 研修室

3 出席者

（1）委員

辻委員、東條委員、濱田委員、吉田委員

（2）事務局

くりりんセンター

1 開会

（事務局）

本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「第5回新中間処理施設整備検討有識者会議」を開催いたします。

これより議事となりますので、これからの進行は、座長をお願いいたします。

2 議事

報告事項（1）処理方式の選定について

（座長）

皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

今日は、処理方式の選定における構成市町村の意見と組合の対応についての報告と、新中間処理施設の自主基準設定に向けた組合の考え方について、協議事項としてとりまとめられているので、これらについて、皆様から構成市町村に向けて見直す点などのご意見をいただきたいと思えます。

それでは、議事に入ります。

報告事項（1）「処理方式の選定について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

「処理方式の選定」について、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

前回会議で委員の皆様からいただいたご助言を踏まえ、検討会議において今後の処理方式をストーカ式及び流動床式の2方式に絞り込んだ上で選定作業を進めていくことを提案いたしました。が、構成市町村の一部から提示した資料の内容だけでは、住民や議会等にご理解いただく材料として不十分であるとのご意見をいただきました。

組合としては、5月9日に予定している検討会議において、構成市町村から補足説明をいただきながら、今後の処理方式選定の進め方について整理したいと考えております。

なお、プラントメーカーに対しましては追加調査を依頼しており、その内容といたしましては、建設費を算定する追加条件として、循環型社会形成推進交付金の交付率1/2を満たしているか、建設場所の浸水想定は5m以上であるかです。

維持管理費の用役使用量を算定する追加条件として、1回の炉の立ち上げ・下げに要する燃料の量や1炉あたりの年間の立ち上げ・下げの回数の確認をしています。

また、売電収入を算定する追加条件として、ごみ処理に伴い回収できるすべての熱量や売電可能な電力量を回答していただくものとなっております。

なお、事前に送付いたしました資料には「処理方式の絞込み」と表題に記入しておりましたが、「処理方式の選定」に修正させていただいております。

また、構成市町村から寄せられた意見は資料に記載のとおりです。

説明は以上でございます。

(座長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうからご報告がありましたが、今の件につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(B委員)

これを見た後に前々回の資料を見て、私も◎○△の表がどのような意味があるのか疑問に思いました。

10%の区切りの根拠はすごく曖昧だと思い、どうすれば客観的な評価ができるのかを考えてみますと、構成市町村の意見にもある重み付けについては、この会議の中では行わずに構成市町村で重み付けをするという話でしたので、各構成市町村に例えば0から5の尺度で各項目について重み付けをしていただき、まとめる時に構成市町村の負担の割合に応じて重みをつけなければならないと思います。項目別の重みを構成市町村にお願いするのです。

それから、◎○△の意味ですが、定量的な値と定性的な値の評価項目がありますが、定量的なものについては、バラツキがかなり違うと思います。項目ごとに持っているデータのバラツキは、バラツキが大きいものと小さいものの単位を比較した場合、パーセントの範囲の意味が大きく異なりますので、それぞれ正規化（平均で引いて分散）をする。そうすると正規化の平均が0、分散1というデータをもとに各データの意味が同じ意味になると思います。

定量的な値については、正規化した値について評価する方がいいと思います。

定性的な値、◎○△のような値については、まずそれらを数値化して、その後それらについての平均値を出す。例えば全て◎のデータに関しては、全くバラツキがない平均値だけというデータになります。各項目のデータの重さの意味を揃えるという操作が正しいのではないかと思います。

(座長)

ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

(事務局)

私どもとしては、まず構成市町村に◎○△の評価の中で一定の評価をいただきたいと考えていましたが、前回の検討会議での慎重な判断が望ましいというご意見を踏まえ、新たにメーカーから回答をいただきながら最終的には経済性の比較ができるところまでの資料を構成市町村に提示させていただき今後検討していきたいと考えています。

重み付けの話につきましては、点数化していないものです。

次回、構成市町村の検討会議において、組合で点数化したものを提示し、議論したいと考えています。

(B委員)

私が申し上げたのは、整理をするときに、より偏りのない整理をした方がいいということです。最終的には意思が反映されたウエイトが掛かっているべきですが、まずはすべて同じ意味を持った値に整理をしてから重みをかけたほうがいいという提案です。

(座長)

今のB委員のお話は、解析をするうえで統計的手法をとって、公平に評価できる方式をなるべく取った方が後から意見が出たときに答えになるでしょうということなので、それも含めて事務局で検討していただければと思います。それでよろしいですか。

(B委員)

結構です。ありがとうございます。

(座長)

他に何かございませんでしょうか。

(D委員)

基本はアンケートのデータを使って比較表を作られたが、それが正確かどうかという質問もあると思います。

例えば、ストーカ炉の1回の立ち上げ立ち下げに使う燃料費を確認した方がいいと思います。アンケートですごく量が多いという議論がありました。それは多分おかしいと思うが、間違いのないという回答がきています。それをどうするかを議論しなければならないと思います。

統計的に整理するときに、元のデータが外れているデータが出てきているとそこはクリアしなければならないと思います。

前の表は数量で聞いたデータから◎○△、数字で平均より10%超えている、超えていないと紹介されています。ただそれは定性だと思っています。構成市町村の検討会議で出てきている質問をみると、定量的な確認をしなさいと読める部分があるので、そこだけ定量化しても意味がない。他に怪しい数字が出ている部分を確認しなければならないと思います。数字が出てきたものを定量的に評価するのであれば、その数字は論理上、合っていなければならないと思います。

問いかけの時に、三成分でごみ中の灰分の話は提示していますか。数字的に見ると灰分の量が2割くらい違います。流動床のほうが少なくなっていますが、それは理屈に合わない。灰と飛灰で、流動床は8,400 tしか出ていないのに、ストーカ炉は12,000 tくらい出ています。ストーカ炉と流動床炉の違いは灰分の行き場が違うだけです。ごみ中の燃えないものがどこへ行くかの違いで、同じごみを燃やせば、絶対量は基本的に同じはずです。できれば、メーカーに確認をした方がいいと思います。

実態と違って、アンケートで良い答えを書いた機種が良い評価を受けてしまうことになる気がします。

今回のアンケートの回答の吟味をしたうえで統計的な処理をして評価をするということです。

コンバインドの検討の件については、ここではなく検討会議で議論をしていただくべき話だと思っています。

コンバインドを行うということは、お金をかけて処理するので、最終的にCO₂削減に寄与しなければ意味がなく、お金をかけてCO₂が減らなければ普通に燃やした方がいいという話になります。そのもとになるのはエネルギー回収です。燃やして電力として回収するのか、メタンガスとして回収して有効活用するのか。基本的には、それでもCO₂が減らなければ意味がありません。

今回の検討の結果では、コンバインドのほうがストーカ、あるいは流動床よりもCO₂の削減量が少ないという結果が出ました。これがこのままの結論なら、検討するのは構いませんが、何のために検討するのかというところの意味合いが非常に薄いと思います。コンバインド併用のほうがいいということは、基本的には、コストが掛かってもCO₂削減に寄与するというのが理屈だと思っています。単純焼却よりもCO₂削減に寄与するからお金が掛かってもやるべきじゃないかという理屈がありますが、お金も掛かってCO₂削減に寄与しなければ何故やるのかという話がなくなります。一歩前に進むためには、そういう整理が必要だと思います。

コンバインドも含めて、実際に数字が出ているものに関して検証をせざるを得ないと思います。前回は議論しましたが、国が言っているのと少し違う結論になっています。

結論はともかく、コンバインドを導入する、あるいはしない都市があります。発電で電力回収をして、CO₂削減に寄与するから、コストをかけてまでコンバインドをやらなくてもいいのではないかとこのところと、導入してさらに寄与するんだという2つの方向性が現実にあります。この質問に全部答えるとすると検証せざるを得ないと思います。

(座長)

事務局いなかですか。

(事務局)

今回の資料の作成にあたっては、コンサルの力も借りて、異常値ではないかと思うものについては、速報版から再度メーカーへ問い合わせをして出た数値を前回の◎○△の判定に結び付けています。どこまで精度が高い数字かと問われると答えきれないところがありますが、少なくとも判断根拠にできない数値を採用しているということはありません。一定程度判断した数字で表を作っていて、それを基に◎○△の作業をしました。

(D委員)

答えが出るか出ないかは相手次第ですが、もう一度投げかけざるを得ないのではないのでしょうか。例えば、灰分を提示しているのなら、焼却量×灰分が濁き灰の灰の量です。主灰であれば、それに25%の水分を乗せるという計算はできます。どれくらいの灰が出てくるかはわかります。

そういうこともやってトータルとして、アンケートの結果がそれほど外れていないということがないとそこは聞かれると思います。

時間的制約もあるので、すごくバラついたデータがあるので、裏付けで聞いた答えの信憑性をできる範囲で整理された方がいいと思います。

(C委員)

確認ですが、今問題になっているのは処理方式の絞り込みの時に、どういう理由でいくつかの

方式をやめたのかということに対する説明が◎○△が正しいのなら定量的にということですが。

前回の資料で◎○△の△が多い、コンバインドとガス化溶融炉で△の数が5つ以上あり、基本的に△がついている、他よりも劣っているところが多いものを排除したということでしょうか。

B委員がおっしゃった最終処分量で△が付いたという意味とシステムの構成で△が付いているものはもともと違うものなので、それぞれ同じ項目で△が付いたものの重み付けをした方がいいのではないかとということでしょうか。

(B委員)

違います。

重み付けは、構成市町村の意見で、項目に付くものだと思います。評価するものは全て同じです。例えば、平均値をゼロになるように演算します。

(C委員)

昨年12月の資料で、定性的に◎○△をつけるルール付けが書いていましたが、その◎○△のつけ方のルールを変えるということですか。

(B委員)

まず、それぞれの項目で、バラツキが全然違います。バラツキが違う集団をそのままあるパーセンテージで切ってはいけません。

(C委員)

例えば、排ガス量だと5方式の平均値を○にして、平均値よりも多い少ないで◎○△をつけていますが、その幅は平均値に対して10%±のものど50%±のもので、同じ◎○△の意味ではないので、それを標準化した方がいいという話ですか。

(B委員)

そうです。すべての項目を基準化すべきです。

(C委員)

最終的には、入札の時にそれぞれ数値化をするときに、数字で評価が決まるので、アンケートの段階でそこまで絞ってやるのはどうなのか。私が他の委員会でやっているところではそういう形では出していません。

△のそれぞれの意味は違いますが、総体的に△の数が多いということは、それぞれの平均値よりも離れている数が多いということをやっています。最終的には、B委員がおっしゃったように、排ガス量の平均値に対して多い少ないというレンジが例えば1%しか変わらないのに平均値より多いということでの順位付けでは、すごく差がついてしまうが、数値で幅を階層すると幅は正確になるので、そこをどうするのかということだと思います。

機種選定の時の評価項目の評価の時にその話が具体的に出てきて、構成市町村の方に全部の項目をゼロからご説明して総体的にどうするかをこれから行うのは難しいと思います。

○△が多いものを排除する時に問題になるので、コンバインド方式が排除になった理由を説明

するために、D委員がおっしゃったようにCO₂の発生量が少なくないとコンバインドの意味がないので確認すべきだと思います。

(B委員)

そうではなく、私が言っているやり方は、機械的に非常に簡単にできます。今のデータからできる作業なので提案しました。

追加で聞くことは、構成市町村に重みはどれが大きいかわかるだけです。

私もD委員の意見に賛成です。それをやるベースとなるものの信憑性が必要です。今できる方法としては、より公正な評価として正規化して、それに重みをかけるということ。今の10%と◎○△の意味を説明する上で公正ではないので、そこはちゃんとできますということです。

(C委員)

この項目をみると、数値になっていないものもあります。

(B委員)

数値化できます。

(C委員)

例えば、多様なごみ質の悪化に対して対応できるのか。例えば、「多様な対策が比較的容易である」というのは、数値にはできないと思います。

(B委員)

◎○△が付いている定性的なデータについては、それを数値化してその中で平均値をとり、そこからのズレを見ればいいだけです。

(C委員)

一般的に評価する0.25刻みで点数化することはできますが、定性的にやっているごみ質の対応について◎○△が付いているものと排ガスの±10%、その2つがあった場合はどうされるのですか。

(B委員)

定量データは、定量的に数値化できます。定性的に◎○△がついているものは数値化して、その中の平均を取ればいいんです。

(C委員)

そうなると同じことじゃないですか。

(B委員)

同じことではないです。

(C委員)

同じというのは、◎○△が付いているそれぞれの評価が違う項目があると、ごみ質で△がつい

ているという意味と排ガス量の定量的にやっているところとは元々違うので相対的には評価できないと思います。

(B委員)

なぜ定性データを数値化しなければならないのかというのは、そこに重みがあるからです。重みかける時に掛けて合計するために定性データも数値化する必要があります。

(座長)

多分、言っていることと食い違っています。

B委員が言っているのは、構成市町村から出てきた答えで、例えばコンバインド方式も今後の検討対象とすべきというものを7方式から落とすときの◎○△の意味をどう整理すればいいかということで、重み付けは当然、意思を持った構成市町村にやっていただく。その中の数量化の問題でも統計的には、定性的なものも数量化できるので、それを数量化して全部評価の点数で並べてみるとわかるでしょうということです。それに正規化を使いましょうということを言っているだけです。

C委員がおっしゃったように3社とか5社とか決まってくるとそれはそれでやる。

D委員は、その前に統計処理する前のデータが間違っていたら処理する意味がないということを行っています。

B委員の考えは、構成市町村からの意見にどう答えるかとなると、今あるデータでそうやると答えが出やすいということですよ。

(B委員)

そうです。

(D委員)

重み付けをするときに、定量的なデータと定性的なデータの◎○△をどう重み付けするのか。数値化すれば優劣がつくという手法があるということですね。

私の考えでは、どうやるかは検討会議に任せる。我々はどれが一番かを決めない。◎○△を点数化するかどうかはともかく、コメントを含めたアンケートデータを中心としたこの評価に対して我々はアドバイスをする。後は検討会議で整理をしていただく。これでなければいけないか、これを重くしなければならないとかは、我々の役割にはそこは課せられていないと理解しています。アドバイスは当然必要だと思います。

(D委員)

B委員は絶対論としての数値の話を用意としてされています。もう一つは、重み付けをすべきとおっしゃっているので、その2つを解決するには、B委員はこういうやり方が一番いいのではという話をされたんだと思います。1つに絞るか2つにするか。例えば、点数が付いて10と9を選ぶのか、10だけを選ぶのか、それも検討会議で決める話なんですよ。そういう整理をしないとたぶん前に進まないのではないのでしょうか。

C委員がおっしゃるように定性的な部分を調べる方法もある。それで決めている委員会もあり、そのほうが多いかもしれません。

実際には、重み付けをして◎○△の△の数が多いところを外しましょうというレベルです。1つに絞るところもあるし、複数残すところもあります。その整理をして発注するときに、機種選定はメーカー選定なので、そこは点数をつけて行きます。それに近い手法を導入したほうがわかりやすいというのがB委員のご意見だと思います。やる必要があるかないかは、検討会議の求めているものがどこにあるのかによって違うと思います。

(座長)

構成市町村から寄せられた主な意見で明確な理由を説明してほしいということに尽きると思います。

1市、1町、1村であればこのようなことをいうこともないと思いますが、複合で19市町村があり、1つ1つの議会に対して説明する時、◎○△でいいのかという議論をしたときに、構成市町村もどのように議会に対して説明するかというところで若干困るのかなと思う。そうするとB委員が言ったような方式で、この◎○△で定量的な数値も定性的な数値も一応、統計解析上でフラットにして、点数をつけて重み付けをして点数化して、その結果こうですというようにすると構成市町村に説明する時にも楽なのではないでしょうかということです。それが決まったら、C委員がおっしゃった細かなものに入っていく。

構成メンバーが多いことが難しいところだと思います。

(C委員)

最後にコンバインドを落とすときの理由として、面積が大きくなる、建設費と維持管理費が大きくなる、運転人員が大きくなる、今後のFITの設定が不透明であるという理由で排除している自治体もあります。

本当にこの◎○△でそこまで書けるのか。構成市町村に説明するときに、そこまではっきりコンバインドが良くないということがきちっといえるのかというのが問題かと。

(D委員)

良いか悪いかは自治体によって違います。敷地の話やコストの話は、重み付けを重くすれば外れていきます。ただし、CO₂削減を自治体として求め、率先して取り組むのであれば、CO₂削減効果が大きいと価格に勝つかもかもしれません。どちらかというところと施策論よりも政策論で、ごみだけの話ではない重みがどこにあるのかは、提示しなければならないと思います。

後は、お金が掛かってもやる、お金が掛かるならやらないという自治体さんの意志です。ただし、やるにしてもやらないにしても理由がなければならない。それがよくわからないというご意見なのではないでしょうか。

コンバインドの方式についても落とさないで入れるべきだというのは、理由がよくわからないということなのではないでしょうか。

(座長)

これで決めるのではなく、定性的なデータや定量的なデータをどう解釈をして、説明できる資料にするかということで、B委員がおっしゃったようなやり方もありますよということを事務局にお伝えして、事務局で考えていただく。ここの委員会では論議することではないと思いますので、そこはお任せして、構成市町村で出た答えがここへ来た時に、専門的にどうやったらいいのかを

またここで議論することだと思います。

(D委員)

以前、お話ししたかもしれませんが、ストーカ炉と流動床炉の使い勝手で明確な違いがあります。流動床式は、普通の混合収集では破碎したごみでなければ流動床炉には入れられません。破碎をするというのはトラブルの原因になります。昔は破碎機と流動床炉が一連で繋がっていたので、破碎機でトラブルがあると流動床炉が止まりました。今は、ピットを2つ作り、受入ピットを設け、破碎機を通したごみをもう一度ピットで受けて、それを流動床炉に入れる。破碎機が止まっても流動床炉が止まらない仕組みがあります。破碎機にも予備を設ける。流動床式のメリットは、設置面積が少ない、準連続運転できることです。連続炉の場合は基本的に同じですが、準連続運転の時、流動床炉は、熱容量が大きいので立ち上げる時に着火が楽です。ストーカ炉は冷えるのが早いので、燃料をたくさん使うという違いがあります。

ほぼ同じようなものなので同じような評価になっていますが、違いがあるということは理解をしていただきたいと思います。

流動床が悪いといっているわけではなく、ストーカ炉との使い分けが今まではありましたが、最近はなくなってきています。

(座長)

D委員、ありがとうございます。

報告事項に関してはこれでよろしいでしょうか。

それでは報告事項(1)「処理方式の選定について」は、これで終わります。

続きまして、協議事項(1)「新中間処理施設の自主基準に向けた組合の考え方について」を、事務局から説明をお願いします。

協議事項(1) 新中間処理施設の自主基準設定に向けた組合の考え方について

(事務局)

「新中間処理施設の自主基準設定に向けた組合の考え方」について、ご説明いたします。

お手元の資料2-1をご覧ください。

ごみ処理施設の設置・運営にあたっては、各種法令や条例に定められた基準を遵守することはもちろん、多くの施設において全国一律の法基準よりもさらに厳しいレベルの自主基準を設定しています。現在、くりりんセンターでは排ガス・騒音・振動・悪臭・排水について自主基準を設定しております。

新中間処理施設の設置にあたっては、周辺環境への影響、くりりんセンターの測定結果、道内他施設の基準や維持管理経費等の様々な視点から自主基準を検討することといたします。

はじめに、資料2-1の現在のくりりんセンター自主基準及び実績と、資料2-2の道内他施設の環境基準について、項目ごとに対比しながらご説明させていただきます。

(1) 排ガスにつきましては、ごみ処理施設に設置する廃棄物焼却炉が大気汚染防止法のばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設等に該当し、物質ごとに排出基準が定められています。資料2-1の表1に記載のとおり、排ガスのうち、ばいじんについて法基準を上回る基準を設定しております。

2ページの参考1をご覧ください。近年の測定結果から大気汚染防止法及びダイオキシン類対

策特別措置法に定めるばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物、ダイオキシン類の測定結果は、すべて法基準及び自主基準を下回っております。

資料2-2の1ページをご覧ください。道内他施設のばいじんは0.01から0.04g/Nm³、塩化水素は50から430ppm、窒素酸化物は50から250ppm、硫黄酸化物は50から2,900ppm、ダイオキシン類は0.05から0.1ng-TEQ/Nm³の間で設定されております。水銀については、すべての施設で法基準のとおりとしております。

戻りまして、資料2-1の3ページから4ページをご覧ください。(2)騒音(3)振動につきましては、ごみ処理施設に設置する空気圧縮機は騒音規制法の特定施設に該当、送風機については騒音規制法及び振動規制法の特定施設に該当し、時間や区域ごとに規制基準が定められます。くりりんセンターは規制区域に含まれませんが、表2及び表3に記載のとおり、すべての時間帯で60dBの自主基準を設けています。

近年の測定結果として、参考2及び参考3に記載しております。敷地境界の4地点で測定しており、一部の時間帯で基準を上回る事がありますが、施設の設備に起因するものではないと確認しております。

資料2-2の2ページをご覧ください。道内他施設は、当組合と同じく規制区域外に設置されている釧路市の釧路広域連合清掃工場で騒音規制法の第4種区域の基準を自主基準としているほか、旭川市の近文清掃工場は第4種区域にあるが、法基準を上回る自主基準を設けております。

戻りまして、資料2-1の5ページをご覧ください。(4)悪臭につきましては、特定悪臭物質の濃度または臭気指数で規制基準が定められています。くりりんセンターは規制区域に含まれておりませんが、悪臭防止法のA区域の規制基準を自主基準として準用しております。表4に主な特定悪臭物質を記載しておりますが、規制対象物質全22種について法基準と同じとしております。近年の測定結果は参考4の記載のとおり、自主基準を下回っております。

資料2-2の3ページをご覧ください。規制方式として臭気指数を採用している施設は、札幌市の白石清掃工場のみで、その他の施設はくりりんセンターと同じく特定悪臭物質の濃度で規制しております。規制区域外にある釧路市の釧路広域連合清掃工場では悪臭防止法のC区域を準用しております。

戻りまして、資料2-1の6ページから8ページをご覧ください。(5)排水につきましては、多くのごみ処理施設でごみピット排水やプラットホームの洗浄排水、ボイラ排水など様々な種類の排水を排水処理設備で処理後、公共下水道や河川、海域などの公共用水域に放流しています。くりりんセンターは、下水道処理区域から外れることから処理水を河川に放流しており、その排水基準は水質汚濁防止法に基づく省令等に定められています。くりりんセンターの自主基準は、8ページの表6に記載しておりますBOD、COD、SSの3項目について定めており、それ以外の項目については法基準としております。近年の測定結果は7ページの参考5及び8ページの参考6の記載のとおりです。すべての項目で自主基準を下回っております。

戻りまして、資料2-1の9ページをご覧ください。新中間処理施設の自主基準は、関係法令のほか、他施設の基準や現施設における測定結果などをもとに設定することとします。具体的な数値は、施設整備の詳細の決定過程において整理することとしますが、排ガス、騒音、振動、排水について、現施設においても法令に基づく基準よりも厳しい自主基準を設定しておりますことから、これを基本といたします。

資料2「新中間処理施設に自主基準設定に向けた組合の考え方」についての説明は以上でございます。

(座長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局の方からご説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

(C委員)

自主基準値の塩化水素は、案として100ppmですが大丈夫なのでしょうか。

(D委員)

100だと規制値を超えるのではないかと心配されていますが、実炉運転の話です。今、消石灰は増えているのですか。

(事務局)

それほど増えていません。

(D委員)

昔は1000を超えていましたが、今は燃やすごみ中の塩素分が落ちてきたので、塩化水素濃度自体は下がっている。今の規制値は430ですから消石灰を吹けば吹くほど基本的には塩化水素の濃度は下がるので、吹く能力があれば多分問題ありません。

100という基準値を設けると当然100超えてはいけないので、もう少し低いところで運転します。管理値を80くらいにすると、その下で運転をするので、もう少し低いデータで出てくる。消石灰を吹く能力があればもっと下げられますが、飛灰は増え、お金はかかります。

(D委員)

あちらを立てればこちらが立たずになってしまいます。たくさん取れば取るほど処分場に負荷がかかるということです。

(座長)

塩化水素を100にするんですか。

(D委員)

したいという案です。今は法規制なのです。それを今度は自主目標を作りますよということをおっしゃりたいのです。

ダイオキシンと水銀は書くべきではないでしょうか。自主基準でも法規制でもいいです。ダイオキシンは、法規制値は0.1、大方これくらいです。それよりも厳しい基準を設けている都市もあります。

規制値は、新設炉は0.1です。すると今のくりりんセンターの運転値ではダメなのです。

(事務局)

補足をさせていただきますが、9ページの排ガスの自主基準(案)については、基準より上げた自主基準を持ったものだけを列記したものです。その補足ができていないのでダイオキシン、

水銀は入れないのかというご質問に繋がったかと思います。今の考えは、ダイオキシンと水銀は、法基準で進めたいと考えています。

(D委員)

それが自主基準になるのです。法規制値を自主基準に持ってきている。アセスの時には多分そういう言い方をします。ダイオキシンを法規制値より厳しくする場合ということをやっている。

バグフィルターを付けているのに、今、0.1を超えています。2ページの「近年におけるくりりんセンターの測定結果」でダイオキシンが0.33、0.46、0.56です。

新工場になるとこれではダメです。活性炭を吹くという方法があります。水銀対策でも活性炭を吹くという事をやっているところもあります。

5ページの悪臭のデータは、敷地境界で取っているのですか。法規制はかかりませんが、法規制は敷地境界です。

(B委員)

堆肥の施設とか敷地境界で臭気強度2.5とか3.5ですよ。

(D委員)

これは敷地境界ということでもいいのですよね。後は自主規制となっていますが、臭気は規制外なのですよ。

(事務局)

はい。規制区域外です。

(D委員)

規制がないのに数値を設ければ自主規制ですよ。

(事務局)

そうですね。

(D委員)

悪臭も入ってくるんですか。

(座長)

9ページの自主基準に対する考え方のところで、法定基準をすることは全部書く。若しくは欄外にこれ以外の項目に関しては法的基準にするとか、明記したほうが良いということですよ。

(D委員)

騒音・振動が規制区域外なのに法律の数字を引っ張ってきて設けますとっているから、悪臭もルールから言うと書かなければならない。B委員がおっしゃった臭気指数のほうが人間の感覚に近いといわれています。検討してみてください。

(座長)

それについては、事務局にお任せします。そういう考え方もありますということですのでよろしいですか。

(D委員)

はい。結構です。

検討会議で、何が基準かと言うと、この数字で問題ありませんという説明をしなければならぬ。

塩化水素は100にしますというだけでは不十分だと思います。もっと厳しい数字を設置している都市があるので、今430のものを100に厳しくしますが、50にはしませんという、構成市町村の方を納得させる説明がいないのではないかと思います。それ以上厳しくするとお金がかかるというのも理由の一つですが、それ以外に何かないといけぬ。

先日別のところで装置を考えましょうというところがあったのですが、平らな土地で、煙突の高さが60m。同じような規模で、アセスをやっている案件があると、排ガス濃度に対して最大着地濃度が現ガスの濃度に対して何万分の1とかになる。それと一般大気質の基準（環境基準）と現況を比較する。

9ページの自主基準でいいという根拠が必要です。それは調べればすぐに出てくると思います。道内でアセスをやっているところがありますよね。

(C委員)

焼却はないですが、火力発電所とかあります。

(D委員)

当然ですが条件があり、煙突が高ければ高いほど拡散が良くなり、着地濃度が下がる。

くりりんさんは59mですか。航空法に掛からないレベルでやっているところのデータで同じくらいの規模がいいと思います。あくまでも参考ですが、このようにやればこのくらいの影響しかないのでこのくらいのレベルでいいなど。

厳しくすればするほどお金もかかるし、消石灰もたくさん使うし、埋立量も増えるなどそれは用意されたほうがいいと思います。

(座長)

数値的なもの、周りの環境に対するものは、D委員がおっしゃったように検討していただき、この表の完成形も今おっしゃったように全部書かれたほうが間違いないということです。

(C委員)

8ページの水質の現況の数字ですが、参考6の水素イオン濃度p hが8ですが、ギリギリですがp hが少し高めなのは理由があるのですか。基準上限8.6に対して8でギリギリ。今は下がって7.8ですが近いと思いますが。

(事務局)

すみません。今、詳細はわかりません。

(D委員)

予測の話ですが、くりりんさんは無放流ではなく処理して流しているのですよね。工場から出てくる水で一番多いのが灰汚水です。ボイラのブロー水なども灰汚水経由で排水処理に行っているかもしれません。灰汚水はアルカリ度が高いのでp hが上がります。p h調整は酸性側に持っていくので、塩酸や硫酸を使えば5.6ぐらいまで落ちます。制御としては、酸を入れてある基準幅に収まれば、酸の投入をやめるか量を減らすかの制御がかかっています。

(C委員)

水処理の方で対応されているので問題ないと思います。ちょっと気になっただけです。ありがとうございます。

(座長)

よろしいでしょうか。

ここはまたこれから議論のところでしょうか、方式などが決まっているいろいろあるかと思えます。

それでは、「新中間処理施設の自主基準に向けた組合の考え方について」は、各委員からの意見を含めてこのように進めていくということによろしいでしょうか。

最後に、協議事項（2）その他ですが、皆さんから何かございますでしょうか。

最初のところでの意見は、それが今日の一番の大事な所だと思いますので、事務局よろしくお願いします。

協議事項（2）その他

(事務局)

資料等はホームページに掲載し、議事録はとりまとめが整い次第、皆さまにご確認させていただきます。

次回の会議の日程と議題につきましては、6月を目処にスケジュールの確認をさせていただき、調整したいと考えております。

(座長)

ただ今の説明でご質問ございますか。

(D委員)

検討会議の第3回で出てきた比較表の議論でこれを修正するということでしたが、この議論をまたするのでしょうか。B委員がおっしゃったような形に変えると表の構成が全部変わります。◎○△でなく、点数がつく。それを会議に出すのなら、ここの会議で議論したものが検討会議に出ていくのが手順だとするとそういうイメージを持ったほうがいいのでしょうか。それとも、これは事務局預かりになって次のテーマに移っていくと考えればいいのでしょうか。

(事務局)

まずは、B委員から助言いただいたので、それで一旦作業をしたいと思います。その結果がどういう形で出てくるのかを見て、そのまま使うのがいいのか事務局の中で整理した上で、検討会議

に諮っていきたいと思っています。

作業については、ご助言いただきましたので、しっかりやっていきたいと思っております。

(座長)

他に何かございますでしょうか。

それでは、予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局のほうにお返しします。

3 閉会

(事務局)

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。以上で、本日の会議を閉会いたします。